学校いじめ防止基本方針

箱根町立湯本小学校

令和８年２月

（令和８年２月改定）

箱根町立湯本小学校いじめ防止基本方針

１　いじめの防止等に関する基本的な考え方

（１）本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

（２）いじめの禁止

児童に対し、「いじめを絶対に行ってはいけません。いじめを許さない。」ということを指導します。

（３）学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民、関係諸団体との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

２　いじめの防止等に関する内容

（１）いじめの未然防止のための取組

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 児童が自主的に考え議論し、行動する機会を設けるなど、いじめ防止に資する児童活動に対する支援を行います。
- 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民、関係諸団体との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
- 児童に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめをやめさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。

（２）いじめの早期発見のための取組

- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性※1に着目し、いじめに

該当するか否かを判断します。

※1　いじめられていても、いじめを受けた子供がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要があります。

・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

① 学校生活アンケート調査（無記名調査）年２回　保存期間は卒業後５年とする。

② 児童対称「ウェルビーイングをつくるためのアンケート」調査（記名調査）年２回　保存期間は卒業後５年とする。

③ 教育相談を通じた学級担任等による児童からの聴き取り調査　必要に応じて

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

① スクールカウンセラーの活用

② いじめ相談窓口の設置

・ いじめの疑いや相談・通報のあった事案は、「いじめ対策委員会」を通して情報共有に努めます。

・ いじめの防止等のための対策に関する実践的な研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

・ ６月、１１月、２月をいじめ防止強化月間とします。

（３）いじめに対する取組

・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。

・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

・ いじめの事実が確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた児童をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

・ 学校が定めた方針に沿って、いじめに係る情報については、適切に記録します。

・ いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。

※（箱根町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第３章第８条　一部抜粋）
　校長は、児童生徒が次に掲げる行為の１又は２以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めるときには、教育委員会の指示を受けて、その保護者に対し児童生徒の出席停止を命ずることができる。
（１）　他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。

・ はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。

・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。

・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、町教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

・ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切

かつ毅然と指導します。なお、いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもあります。

・ 特に配慮が必要な児童※2に係るいじめについては、当該児童の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行なうとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

※2　発達障害を含む、障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、外国につながりのある児童、性同一性障害に係る児童や「性的マイノリティ」とされる児童、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童を含みます。

・ 学校は、いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があり、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が３か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を受けていないこと。いじめを受けた児童に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認します。

（４）インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。また、児童が自らインターネットを通じて行われるいじめを防止する意識を持って、主体的に考え、行動する取組を進めます。

（５）学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

３　「いじめ防止対策委員会」、「児童指導連絡会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を開催します。いじめについて、学校が組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者で状況の判断を行います。また、この組織が、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにします。**年間３回（学期１回）の定例会をはじめ、いじめと疑われる相談・通報があった場合にも開催します。**

また、毎週一回「児童指導連絡会」を全職員で開催します。全職員で情報を共有しながら児童を見とり、いじめの早期発見に努めます。また、いじめの防止に向けた啓発や指導・支援の共有を行います。

（１）「いじめ防止対策委員会」の構成

管理職、児童指導担当、養護教諭

※検討事項や事案内容に応じて、教育相談センターカウンセラー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童及びその保護者等に積極的に伝える取組を行うものとします。

（２）活動内容

- いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- いじめに関する相談・通報への対応
- いじめの判断と情報収集
- いじめ事案への対応検討・決定
- いじめ事案の記録・報告
- いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- いじめに関する児童、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

４　重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、町教育委員会を通じて町長に報告し、町教育委員会と協議の上、「いじめ対応委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

（１）「いじめ対応委員会」の構成

管理職、児童指導担当、教育相談コーディネーター、教育相談センターカウンセラー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※事案内容により構成員については町教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性･中立性を確保するよう努めます。

（２）活動内容

- 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- 町教育委員会への調査結果報告
- 調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

※いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応します。

※調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表をした場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。